

令和4年1月20日

各県立学校長 様

高校教育課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長  
教職員課長

「三重県まん延防止等重点措置」を踏まえた県立学校の対応について  
(通知)

三重県では、1月に入り感染者数が急増し、「感染拡大防止アラート」、「感染拡大阻止宣言」が発出されましたが、その後も感染者の増加が続いたことから、1月21日から2月13日まで、「三重県まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。このため、県立学校においてもこれまでの取組に加え、以下のとおり対応することとします。

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう保護者に依頼するとともに、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策を助言する。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所（密集、密閉、密接の1つでも当てはまる場所など）への外出や移動を避けるよう指導する。

2 教育活動

(1) 学校内における教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和3年12月24日改訂)に基づき、以下のような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、措置が解除されるまで延期を検討する。
  - ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
  - ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ・ 県外から外部講師等を招聘する学校行事を実施する場合は、オンラインによる実施もしくは延期を検討する。
  - ・ 一定の人数が来校するような行事（授業参観、進路説明会、講演会等）については、オンラインによる実施もしくは延期を検討する。

## （２）登下校に係る留意事項

- ・ 公共交通機関を利用する際、会話を控える、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ・ 不要不急の寄り道や下校時の集団での飲食等をしないよう指導する。

## （３）学校外における教育活動

- ・ 県境を越える移動は避けることとするが、進路決定に関わる教育活動について、これ以上の延期やオンラインでの対応が難しい場合は、訪問先の感染症対策が十分になされていることを確認し、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できることとする。
- ・ 職場実習や看護実習、介護実習など、生徒が学校外で活動する教育活動については延期を検討し、資格取得等の関係で延期できない場合は、実習受入先の意向を十分に踏まえたうえで、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できることとする。

## 3 部活動

### （１）活動時間及び活動内容について

- ・ 部活動については、自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とするとともに、身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについては感染症対策を特に徹底する。また、部活動終了後は速やかに帰宅させることとする。
- ・ 部活動に参加する生徒は、飲食や休憩時間、移動など居場所が切り替わるときの緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから会話は控えるとともに、マスクを着用するなど感染症対策を徹底する。また、少しでも体調に違和感がある場合は参加を控える。

## (2) 合宿、練習試合、合同練習について

- ・ 県内での合宿や練習試合、合同練習については、中止または延期とする。
- ・ なお、2か月以内に予定されている公式大会に出場する学校(団体及び個人)については、大会が終了するまでの期間において、練習試合や合同練習が不可欠な場合に限り、実施時期や回数を十分検討のうえ、昼食を伴わない午前または午後に、県内学校と実施することができることとする。特に団体競技は、多数の学校が一度に集まることを避けるため、同一時間帯の活動を自校含め2校までとする。

## (3) 大会参加について

- ・ 公式大会への参加については、該当生徒・保護者の意向を聞き取ったうえで、主催者の感染症対策を実施することはもとより、各学校の状況に応じて感染症対策を行い、必要最低限の人数で参加できることとする(公式大会とは、三重県高等学校体育連盟・三重県高等学校野球連盟・三重県高等学校文化連盟及び競技団体が主催する大会及びその上位の大会とする)。各校が主催する演奏会や展覧会の開催についても公式大会に準じて実施できることとする。
- ・ 県外での公式大会や宿泊を伴う大会参加については、感染状況の変化をふまえ、顧問は感染症対策や行程を生徒・保護者に十分説明したうえで、生徒の自主的な参加とする。宿泊にあたって顧問は、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋当たりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う等の感染症対策を徹底する。なお、宿泊を伴う活動は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について(通知)」により事前に学校から県教育委員会に報告する。

## (4) 観戦及び観覧について

- ・ 「三重県まん延防止等重点措置」の適用期間においては、公式大会は原則無観客で実施する。
- ・ ただし、保護者や学校関係者など限定した観客の参加については、教育委員会に相談のうえ、実施について検討する。

## 4 修学旅行・遠足

- ・ 修学旅行・遠足については、延期することを検討する。
- ・ ただし、県内を行き先とする最終学年の修学旅行については、三重県にまん延防止等重点措置が発令されている場合、「特に重点措置を講ずる区域」以外を行き先とし、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施することができることとする。

## 5 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、

万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。具体的には、同一業務に携わる担当の配置の分散、狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止、校内各種会議のオンラインでの実施等を進める。

- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度を活用し、可能な限り、感染症対策に努める。
- ・ 出張については、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで実施する
- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめる。

## 6 特別支援学校における対応

特別支援学校では、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」で「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づき以下のとおり対応することとする。

- ・ 友だち同士で手をつないだり触れたりするような活動など、児童生徒等が密接・密集する活動は避ける。
- ・ 発音や発語などの学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。
- ・ 教職員は児童生徒等に触れる前後に手洗い（手指消毒）を行い、可能な場合は担当者を固定し、教職員が複数の児童生徒等に触れないようにするとともに、児童生徒等が触れる教職員も限定する。
- ・ 児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加え、アイシールドやフェイスシールドを併用して指導に当たる。
- ・ 校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くする。
- ・ 医療的ケアを実施する際、新たに留意する事項の必要性について、主治医や学校医に相談する。

## 7 県立学校体育施設開放について

三重県まん延防止等重点措置等の期間においては、県立学校体育施設の開放を中止する。すでに学校が許可をしているものについては、申請者に使用中止の理解を得られるよう丁寧に説明する。

### 事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川	俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤	謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山	勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	県立学校人事班係長	奥山	剣司	TEL：059-224-2956